

社会福祉法人栃木老人ホーム
“あずさの里” 整備事業
設計コンサルタント募集要項

令和3年6月22日

社会福祉法人栃木老人ホーム

目 次

第1	社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業の概要	1
第2	設計コンサルタント募集の概要	2
第3	業務委託契約の内容	3
第4	応募者の資格	3
第5	応募方法	4
第6	提案を求める内容	5
第7	応募に当たっての注意点	6
第8	質問及び回答	7
第9	審査及び選定に関する事項	7
第10	候補者との協議	9
第11	問合せ先	9

☆	建設予定地の概要	10
☆	仕様書	11
☆	応募書類（様式第1号～様式第8号）	15
☆	社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里” 整備推進会議設置要綱	26
☆	栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 推進体制図	28
☆	栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 計画体系図	29

☆ 別添 現況平面図

問合せ先

〒328-0131 栃木市梓町4-5-5 番地2-7

社会福祉法人栃木老人ホーム 総務チーム

TEL 0282-31-0202 FAX 0282-31-3035

E-mail : tochigi-old-home@cotton.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.azusanosato.jp>

* この募集要項は、ホームページからダウンロードすることもできます。

社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 設 計 コ ン サ ル タ ン ト 募 集 要 項

第1 社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業の概要

弊法人は、明治34年、当時の篤志家「平岩幸吉」の理念と実践に賛同した女性有志の方々が、現在の栃木市沼和田町地内において、生活困窮高齢者を救済したことに始まり、これまで120年間にわたり栃木県南地域の高齢者を支え続けてきた歴史と伝統のある法人です。

昭和47年に栃木市梓町に新築移転した現在においても、養護老人ホームを中心とした社会福祉事業を展開し、超高齢社会が急速に伸長する中で、生活困難、認知症、障がい、虐待、DV、触法など、多様な生活課題を抱える高齢者を収容し、引き続き最後の砦としてセーフティネットの重要な役割を果たしています。

しかしながら、築後約50年が経過し老朽化や設備の陳腐化が著しく、利用者の生活環境やプライバシーの保護、施設設備の適切な維持管理などに支障が生じかねない状況です。

そこで、平成30年度から関係機関のご支援をいただきながら、弊法人の将来のあり方を検討し、令和元年6月の理事会において、利用者の安寧な生活を担保するとともに、将来にわたって持続可能な法人経営を目指し、従来の養護老人ホームに加え特別養護老人ホームを併設した高齢者の総合的な福祉施設として整備することとしました。

この整備事業を社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業(以下「“あずさの里”整備事業」という。)と称すものです。

1 新施設の種別と規模

- (1) 養護老人ホーム 定員100名(うち契約入所20名)
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム 定員29名
- (3) その他の事業
 - ① 訪問介護事業
 - ② (介護予防)特定施設入居者生活介護事業
 - ③ 訪問介護相当サービス事業
 - ④ 生活管理指導事業(生活管理指導短期宿泊事業)[公益事業]

2 竣工予定時期 令和6年10月頃

3 総事業費の目安

12億円(消費税及び地方消費税並びに備品、用地費を除く。)

4 整備用地の考え方

災害の心配がなく、地域の高齢者との交流が可能であり、地域包括支援センターと連携しながら高齢者福祉の拠点施設の整備にふさわしい場所として、栃木市吹上地区公民館周辺地域とします。

5 吹上地区公民館周辺地域に期待する効果

- (1) 吹上地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの拠点施設
- (2) 吹上地域包括支援センターやボランティア団体との連携によるオレンジカフェの開設など、認知症対策の拠点施設
- (3) 吹上地区公民館の生涯学習機能との連携、地元自治会や老人クラブとの交流などを通して高齢者生きがいのづくりの拠点施設
- (4) 大規模災害時における吹上地区公民館(指定避難所)の機能を補完する福祉避難所

6 推進体制の概要

弊法人では、社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備推進会議を設置しています。

この会議は、弊法人職員で組織しており、「職員の職員による利用者のための施設づくり」を合言葉に、職員一人一人の声を“あずさの里”整備事業の推進に反映させ、より良い施設づくりと職員の活躍の場を創出するものです。(巻末資料参照)

第2 設計コンサルタント募集の概要

限られた予算の中で、利用者に快適な住環境及び効率的効果的なサービスを提供するとともに、安全で安心な施設、低廉なコストで維持管理が可能な施設、そして歴史と伝統ある弊法人にふさわしい愛着と魅力ある施設を目指して、豊富な実績、優秀な技術力、そして創造力を持つ事業者を“あずさの里”整備事業の設計コンサルタントとして選定するため、本募集要項に基づき“あずさの里”整備事業の設計コンサルティング業務委託契約(以下「業務委託契約」という。)の候補者(以下「候補者」という。)を公募するものです。

1 設計コンサルティング業務委託契約の候補者の募集及び選定の方式

公募型プロポーザル方式を採用し、弊法人が設置する栃木老人ホームプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査及びヒアリングを行い、

業務委託契約の候補者を選定します。

なお、審査委員会の会議は、非公開とする。

2 選定結果の通知等

候補者の選定結果(最優先交渉権者及び次点の法人名)については、令和3年7月30日(金)までに応募者に対し文書を発送するとともに、弊法人のホームページで公表します。

HPアドレス <http://www.azusanosato.jp>

3 業務委託契約の締結

選定した候補者を最優先交渉権者とし、弊法人と提案内容に基づき協議をした上で、業務委託契約を締結します。

なお、最優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点の候補者と契約締結に向けて協議します。さらに協議が整わない場合は、業務委託契約の締結を見合わせることもあります。

また、業務委託契約は、候補者との協議に基づき業務内容及び契約期間を分割して、それぞれ随意契約するものとし、契約額は、見積額を上限とします。

第3 業務委託契約の内容

別紙仕様書のとおり

第4 応募者の資格

応募者は、法人（個人での応募は不可）で、次の要件を満たすものとします。

- 1 栃木県内に本店を有し、契約期間にわたって安定して業務委託契約を履行できる経営能力を備えていること。
- 2 法人又はその役員及び従業員が、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの建設に係る豊富な実績を有すること。
- 3 法人又はその役員及び従業員が、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの経営に係る知見を有すること。
- 4 法人は、業務委託契約を履行するに必要な技術資格者を常時雇用していること。
- 5 法人は、次の事項に該当しないこと。
 - (1) 経営不振の状態（破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は手形交換所取引停止処分がなされたとき）の法人
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基

づく暴力団、暴力団員等及び密接関係者が役員就任や経営関与等を行っている法人

- (3) 過去3か年の公共調達手続きにおいて、その公正な手続きを妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人
- (4) 弊法人の理事が当該法人の役員就任又は経営関与等を行っている法人若しくは弊法人の理事が役員就任又は経営関与等を行っている法人と資本的人的に密接な関係にある法人

第5 応募方法

1 応募書類

- (1) “あずさの里”整備事業設計コンサルタント申込書(様式第1号)
- (2) 添付書類
 - ① 法人の組織及び財務の概要を記載した書類[法人の概要書(様式第2号)]
 - ② 応募資格を証する書類
 - ア 法人の履歴事項全部証明書(申込日前3月以内に交付されたもの)
 - イ 申立書(様式第3号)
 - ウ 印鑑証明書(申込日前3月以内に交付されたもの)
 - ③ 業務遂行体制計画書(様式第4号)
 - ④ 事業計画書(様式第5号)
 - ⑤ 業務実績申立書(様式第6号)
 - ⑥ 見積書(様式第7号)

2 提出部数

正本1部、副本12部(副本は複写可)の計13部

3 受付期間

令和3年6月23日(水)から令和3年7月19日(月)まで
(ただし、土日、祝日を除く。)

4 受付時間

午前9時から午後4時まで

5 提出方法

あらかじめ担当者に連絡の上、直接、弊法人総務チームの担当者に提出してください。提出時に書類の確認をするため、郵送等での提出は受けません。

6 参加表明

応募予定者は、参加表明書(様式第9号)を令和3年7月13日(火)までに郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。

第6 提案を求める内容

(1) 業務遂行の基本方針

設計コンサルティング業務の目的に沿って、業務遂行の基本方針を提示すること。

(2) 想定される課題及びその対処方法の提案

“あずさの里”整備事業を推進するに当たり、設計コンサルティング業務上想定される課題の提示とその対処方法を提案すること。

(3) 施設整備方針

次に掲げる視点から、施設整備方針を提案すること。

- ① 利用者に快適な住環境を提供するための提案
- ② 職員が効率的で効果的なサービスを提供するための提案
- ③ 安全で安心な施設を実現するための提案
- ④ 弊法人の歴史と伝統にふさわしい愛着と魅力ある施設整備の提案
- ⑤ 低廉な建設コストを実現するための提案
- ⑥ 施設の維持管理コストを縮減する方策の提案
- ⑦ 新施設の土地利用計画上、建設予定地に余剰敷地が生じた場合、余剰敷地の活用に関する提案

※ 施設整備案のイメージが視覚的に捉えることができる資料(土地利用計画図、平面図及び立面図等)を添付すること。

(4) 各種支援業務

各種支援業務に関し、支援方針の提示と、資料提供等具体的な支援方策を提案すること。また、“あずさの里”整備推進会議の運営支援の方策を提案すること。

(5) 作業工程及びタイムスケジュール

設計コンサルティング業務を遂行するに当たり、必要となる作業工程とタイムスケジュールを第1期から第3期に分割して提案すること。

(6) 業務遂行体制

設計コンサルティング業務の目的を適切に達成するため、責任者、担当者及び委託先等の業務遂行体制を提案すること。特に、弊法人職員の意見を業務全般にわたって十分に反映させる具体的な方策(業務遂行体制)を提案すること。

(7) 総事業費の見積額の提案

“あずさの里”整備事業に係る新築工事、外構工事、設計コンサルティング業務等の総事業費を概算で提案すること。概算総事業費の提案は、想定される経費ごとにそれぞれの明細内訳（算定根拠）を明示すること。見積書に記入する金額は、千円単位とし、消費税及び地方消費税を除く金額を記入すること。

(8) 設計コンサルティング業務の分割方法と見積額の提案

設計コンサルティングの業務を第1期から第3期に分割し、それぞれの業務内容と見積額を提案すること。見積額の提案は、期別にそれぞれの明細内訳（算定根拠）及び見積総額を明示すること。見積書に記入する金額は、千円単位とし、消費税及び地方消費税を除く金額を記入すること。

第7 応募に当たっての注意点

1 複数応募の禁止

1 応募者につき1 応募とします。

2 応募書類の取扱い及び著作権

提出された書類（参加表明書を含む。）は返却しません。また、提出された応募書類等の著作権は、それぞれの法人に帰属します。ただし、選定結果を公表するときや選定に必要な場合は、弊法人が書類の全部又は一部を使用できるものとします。

3 費用負担

応募書類の作成その他に要する費用は、応募者の負担とします。

4 再提出等の禁止

提出した応募書類の再提出、差し替えはできません。

5 書類の規格等

応募書類等は、日本工業規格A列4 番の規格を使用してください。ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができるものとします。

なお、応募書類は、日本工業規格A列4 番用のファイル等に綴じ、ファイル等の表紙及び背表紙に応募者の名称を表示してください。また、必ず全ての書類にページ番号を記載するとともに、履歴事項全部証明書等についても、手書きや数字印等で、通しでページ番号を付してください。

6 失格

(1) 次のいずれかに該当する応募者は、失格とする場合があります。

① 提出方法を順守せずに提出されたもの

- ② 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ③ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 次のいずれかに該当する応募者は、失格とします。
- ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 候補者選定までの間において、弊法人の職員及び役員等に対して、故意の接触又は所謂口利きの依頼など、公正公平な選定を阻害する行為があったもの
 - ③ 提案内容が基準に達していないもの
- 7 “あずさの里” 整備事業の内容変更
- 栃木市が実施する地域密着型特別養護老人ホームの整備事業募集において、弊法人が採用されなかった場合には、“あずさの里” 整備事業の内容を変更することがあります。

第8 質問及び回答

1 質問

郵送、FAX又は電子メールにて質問を受付けます。質問事項には、名称、所在地、担当者の部署・職・氏名、電話番号を記入してください。

また、質問書を発送した場合は、その旨、担当者まで電話にて連絡してください。

- (1) 受付期間 令和3年6月23日(水)から同年6月29日(火)まで(土、日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 送付先 本募集要項第11参照

2 回答

回答は、弊法人のホームページ上に掲載して行います。

回答予定日 令和3年7月6日(火)

※ 回答に当たっては、質問を行った法人の名称は公表しません。

※ 意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

※ HPアドレス <https://www.azusanosato.jp>

第9 審査及び選定に関する事項

1 審査方法

弊法人の審査委員会において、書類審査とヒアリングを行います。ヒアリング時には、申込者から提出のあった書類によりプレゼンテーションを実施します。プ

レゼンテーションにプロジェクターその他の機材を使用する場合は、応募者自らが用意してください。なお、提案内容の修正及び資料の追加は認めません。また、出席者は1応募者当たり5名までとします。

なお、ヒアリングの日程は、令和3年7月28日(水)とし、場所、時間等の詳細については、別途連絡します。

2 審査基準

(1) 提案に係る評価…提案に係る審査得点(A)

次の5項目を審査委員会委員が審査し、評価項目ごとの平均点を合計した点数をもって評価します。

なお、提案に係る審査得点(A)が、配点の6割に満たない応募者は失格とします。

① 応募者の資格要件

- ・ 経営能力及び知見
- ・ 技術資格者の常時雇用、配置及び業務遂行体制

② 業務遂行方針

- ・ 業務遂行の基本方針
- ・ 課題と対処方法

③ 施設整備方針

- ・ 利用者に快適な住環境が提供できるか。
- ・ 職員の効率的効果的なサービス提供に結びつくか。
- ・ 安全で安心な施設が実現できるか。
- ・ 弊法人の歴史と伝統にふさわしい愛着と魅力ある施設づくりとなるか。
- ・ 低廉で質の高い施設づくりが実現できるか。
- ・ 安価で簡便な維持管理ができるか。
- ・ 効率的で効果的な土地利用が実現できるか。

④ 各種支援業務

- ・ 的確な支援方針と具体的な方策が示されているか。
- ・ “あずさの里”整備推進会議への積極的な運営支援が期待できるか。

⑤ 作業工程とタイムスケジュール

- ・ 適切な作業工程とタイムスケジュールが提案されているか。
- ・ 適切な業務の分割方法が提案されているか。

(2) 実績評価…実績点(B)

応募者が過去5年間(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)に、栃木

県内で養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの建設に係る基本設計、実施設計及び工事施工監理等の業務を一貫して請け負い、当該施設が竣工した実績を評価します。

(3) 価格評価…価格点 (C)

総事業費の見積額及び業務委託料総額の見積額(それぞれ消費税及び地方消費税を除く。)を評価します。

3 選定方法

審査委員会における選定は、応募者の中から、総合得点[審査得点(A)＋実績点(B)＋価格点(C)]が最も高い応募者を最優先交渉権者の候補者とし、総合得点が第2位の応募者を次点とします。

総合得点が同点の場合は、審査委員会出席者の委員長を除く委員の投票により決するものとし、投票の結果、同数の場合は、委員長が決するものとします。

4 異議申し立て

審査及び選定結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けません。

第10 候補者との協議

弊法人は、最優先交渉権者となった候補者と提案内容に沿って協議を行い、その結果に基づき業務委託契約を締結します。

なお、業務委託契約を締結することが適当でないと認められる理由が発生したときは、次点の応募者を業務委託契約の候補者とすることがあります。

業務委託契約の候補者は、弊法人との協議・調整に誠意をもって対応することとし、弊法人との協議を正当な理由なしに辞退できないものとします。

また、業務委託契約の候補者が正当な理由なしに辞退するときには、弊法人が被った損害額を請求することができるものとします。

第11 問合わせ先

〒328-0131 栃木市梓町455番地27

社会福祉法人栃木老人ホーム 総務チーム

担当者 寺内 聡、高橋 一、高橋 一典

TEL 0282-31-0202 FAX 0282-31-3035

E-mail : tochigi-old-home@cotton.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.azusanosato.jp>

社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 建設予定地の概要

No.	所 在	地番	地目	地積(m ²)	摘 要
1	栃木市吹上町字馬捨場	775 番	畑	995	
2	栃木市吹上町字馬捨場	771 番 1	畑	733	
3	栃木市吹上町字馬捨場	779 番	畑	1,451	
4	栃木市吹上町字馬捨場	780 番 1	畑	780	
5	栃木市吹上町字馬捨場	773 番	畑	938	
6	栃木市吹上町字馬捨場	778 番	畑	1,004	
7	栃木市吹上町字馬捨場	774 番	畑	839	
8	栃木市吹上町字馬捨場	783 番 1	畑	1,655	
9	栃木市吹上町字馬捨場	784 番 1	畑	1,798	

※ 地積は台帳面積です。

※ 別添現況平面図を参考にしてください。

※ ただし、現況平面図では、建設予定地外の土地(吹上町字馬捨場 7 7 2 番)
が含まれているので、ご注意ください。

“あずさの里” 整備事業設計コンサルティング業務 仕様書

1 概 要

事業の名称	社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業
事業の内容	養護老人ホーム（定員１００名）と地域密着型特別養護老人ホーム（定員２９名）の複合施設整備
業務の名称	設計コンサルティング業務
建設予定地 (別添現況平面 図参照)	栃木市吹上町７７５番ほか（面積約１０，２００㎡） ※ 開発行為は１０，０００㎡未満
業務の期間 (目安)	契約の日から令和７年２月末日（新施設のオープン）まで

2 目 的

老朽化した栃木老人ホームの建替えについては、法人経営の安定化を図り、養護老人ホームを将来にわたって持続可能なものとするため、養護老人ホーム（定員１００名）に地域密着型特別養護老人ホーム（定員２９名）を併設し、高齢者の総合的な福祉施設として、一体的な施設（複合施設）整備を行うものです。

限られた事業予算の中で、いかにして利用者に快適な住環境を提供できるか、いかにして職員が効率的・効果的にサービスが提供できるか、また、いかにして安全で安心かつ容易な維持管理が可能で、ランニングコストを抑制できるか、さらには、歴史と伝統ある栃木老人ホームに相応しい愛着と魅力のある施設整備ができるか、社会福祉法人栃木老人“あずさの里”整備事業の成否は、本業務の出来不出来に負うところが大きいものと考えます。

そこで、応募者からの提案を発想や課題解決方法及び取組み体制等の視点で審査し、弊法人にとって最も適切な創造力、技術力、実績のある設計コンサルタントを選定したうえで、以下の業務を委託します。

3 業務の前提条件

業務の遂行に当たっては、次の事項を前提とします。

(1) 居室

居室の定員は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームともに１人とするこ

と。

(2) 静養室

静養室は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームそれぞれに配置すること。

(3) 医務室

医務室は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームそれぞれに配置するとともに、医務室内にそれぞれ薬品管理部屋を設けること。

4 業務の内容

(1) 基本計画策定

施設整備方針、養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他社会福祉事業及び公益事業等に関する運営方針その他基本計画の策定業務

(2) 基本設計業務

土地利用計画、平面計画その他基本設計業務(境界確認・同協定、地質調査、敷地測量等基本設計関連業務を含む。)及び中長期財政計画の策定業務

(3) 実施設計業務

基本設計に基づく実施設計及び備品計画策定業務

(4) 施工監理業務

建築工事、外構工事その他関係工事に係る工事監理業務

(5) 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、建築基準法その他各種手続業務

新施設の建設に必要な土地利用上の規制並びに建築確認及び建築行為に関連する各種手続きの代理人業務(建設予定地隣接地を含む。)

(6) 各種支援業務

① “あずさの里” 整備推進会議支援業務

弊法人の職員で構成する“あずさの里” 整備推進会議の運営支援

② 各種運営計画策定支援

養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他社会福祉事業及び公益事業等に関する運営計画の検討、給食提供計画、人材確保計画の検討及び移転計画の検討に係る資料作成及び助言

② 老人福祉法・介護保険法等各種手続支援業務

老人福祉法、介護保険法、医療法及び食品衛生法等関係法令に基づく開設許可その他の手続における資料提供及び助言

③ 地元説明会開催支援業務

“あずさの里”整備事業に対する理解と協力を得るため、建設予定地周辺住民を対象に開催する地元説明会に係る資料作成及び助言

④ 市公募手続支援業務

栃木市が行う地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者の公募（プロポーザル）において、採択が得られる適切な資料提供及びプレゼンテーション技術指導

⑤ 補助金関連支援業務

栃木県、栃木市及び各種団体の補助金申請等関連手続きにおける資料提供及び助言

⑥ 借入金関連支援業務

独立行政法人福祉医療機構その他金融機関からの借入手続きにおける資料提供及び助言

⑦ 工事請負業者及び備品納入業者等選定支援業務

工事請負業者及び備品納入業者等の選定手続き（条件付き一般競争入札等）における資料提供及び助言

⑧ “あずさの里”整備事業の推進に係るその他支援業務

上記支援業務のほか、“あずさの里”整備事業の推進に必要な資料提供及び助言業務並びに竣工記念行事挙行支援

5 包括的委託の禁止

業務全体を他のものに包括的に委託（下請け）してはならない。

6 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守又は準拠しなければならない。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(2) 老人福祉法(昭和38年法律第247号)

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)

(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第12号)

(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第13号)

(6) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成 25 年栃木県規則第 24 号)

- (7) 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例(平成 25 年栃木市条例第 12 号)
- (8) 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年栃木市条例第 13 号)
- (9) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- (10) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- (11) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号)
- (12) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (13) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)
- (15) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (16) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (17) 社会福祉法人栃木老人ホーム定款
- (18) 社会福祉法人栃木老人ホーム経理規程
- (19) その他関係法令

7 成果品

- | | |
|---|------|
| (1) 基本計画書 | 10 部 |
| (2) 設計図書 | 一式 |
| (3) その他の業務報告書 | 一式 |
| (4) 関係資料 | 一式 |
| (5) 基本計画書、設計図書、その他の業務報告書及び
関係資料の電子メディアによるファイルデータ | 一式 |
| (6) 打合せ記録簿 | 一式 |

8 業務の期間

契約の日から令和 7 年 2 月末日(新施設のオープン)まで

“あずさの里” 整備事業設計コンサルタント申込書

社会福祉法人栃木老人ホーム 理事長 あて

所在地

名 称

代表者

印

電 話

“あずさの里” 整備事業の設計コンサルティング業務を受託したいので、“あずさの里” 整備事業設計コンサルタント募集要項に従い、次のとおり申込みます。

添付書類

- 1 法人の組織及び財務の概要を記載した書類 [法人の概要書 (様式第 2 号)]
- 2 応募の資格を有していることを証する書類
 - (1) 法人の履歴事項全部証明書 (申込日前 3 月以内に交付されたもの)
 - (2) 申立書 (様式第 3 号)
 - (3) 印鑑証明書
- 3 業務遂行体制計画書 (様式第 4 号)
- 4 事業計画書 (様式第 5 号)
- 5 業務実績申立書 (様式第 6 号)
- 6 見積書 (様式第 7 号)

連絡先

名 称	
所 在 地	
担当者部署・職・氏名	
電話・F A X	
E-mail	

様式第2号

法人等の概要書

項 目	内 容
所 在 地	〒
名 称	
代 表 者	
役員氏名等	下記のとおり

役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表者				

※ 記載欄が不足する場合は適宜追加してください。

設立年月日		年 月 日	
資本金（千円）			
従業員数	従業員総数		
	常時雇用している資格者等	資格の種類	人 数
			人
			人
			人
			人
業務内容・資格			
主な業績			
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの経営に係る知見の状況			
概要特記 (ISO 等)			

※ 詳細な資料があれば添付すること。

	決算年次	年度	年度	年度
財務状況 (過去3年間について、記入してください。)	資産総額			
	売上高			
	経常利益			
	当期利益			
	経常収支比率			
	経常収益			
	経常費用			

※ 経常収支比率＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100

令和 年 月 日

申 立 書

社会福祉法人栃木老人ホーム 理事長 あて

所在地

名 称

代表者

印

電 話

あずさの里”整備事業設計コンサルタント募集要項「第4 応募者の資格」中項番5の各号に掲げる事項に、該当がないことを申し立てます。

あずさの里”整備事業設計コンサルタント募集要項 抜粋

第4 応募者の資格

1～4 略

5 法人は、次の事項に該当しないこと。

- (1) 経営不振の状態（破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は手形交換所取引停止処分がなされたとき）の法人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団、暴力団員等及び密接関係者が役員就任や経営関与等を行っている法人
- (3) 過去3か年の公共調達手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人
- (4) 弊法人の理事が当該法人の役員就任又は経営関与等を行っている法人若しくは弊法人の理事が役員就任又は経営関与等を行っている法人と資本的人的に密接な関係にある法人

様式第4号

業務遂行体制計画書

1 業務従事者

	職 氏 名	資 格	担当業務	経 歴
責任者				
担当者				

※ 担当者が決まっていない場合には、職氏名欄は「未定」とすること。

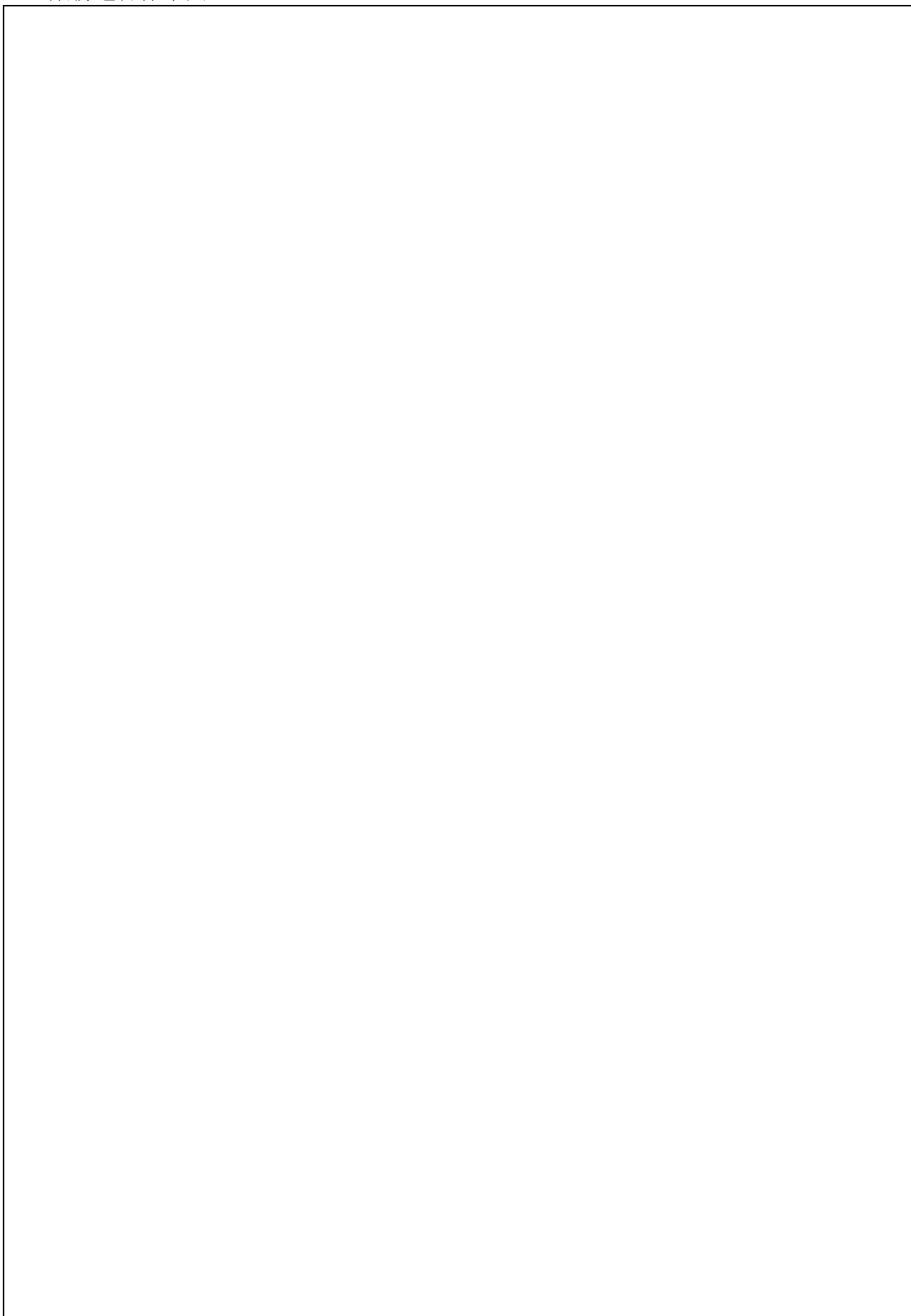
2 業務の委託計画

業 務 内 容	委託業者

※ 委託する業務のみ記入すること。

※ 委託業者が内定していれば業者名を、未定であれば「未定」と記入すること。

3 業務遂行体系図



事業計画書

(1) 業務遂行の基本方針

(2) 想定される課題とその対処法

(3) 施設整備方針

- ① 利用者に快適な住環境を提供するための提案
- ② 職員が効率的で効果的なサービスを提供するための提案
- ③ 安全で安心な施設を実現するための提案
- ④ 弊法人の歴史と伝統にふさわしい愛着と魅力ある施設整備の提案
- ⑤ 低廉な建設コストを実現するための提案
- ⑥ 施設の維持管理コストを縮減する方策の提案
- ⑦ 余剰敷地が生じた場合の活用に関する提案

※ 施設整備案のイメージが視覚的に捉えることができる資料(土地利用計画図、平面図及び立面図等)を添付すること。

(4) 各種支援業務の方針と具体的な支援方策(“あずさの里”整備推進会議の運営支援を含む。)

(5) 作業工程及びタイムスケジュール

※ 任意様式で作成したものを添付しても可。ページ(枚数)の制限は特に設けていません。

令和 年 月 日

業 務 実 績 申 立 書

社会福祉法人栃木老人ホーム 理事長 あて

所在地
名 称
代表者
電 話

印

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る業務実績を次のとおり申し立てます。

No.	所在地	施設名	新築 又は 改築	業務内容	竣工 時期
計		施設			

- (注) 1 過去 5 年間(平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで)の栃木県内において養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの建設に係る基本設計、実施設計及び工事施工監理等の業務を一貫して請け負い、当該施設が竣工した実績を記入してください。
- 2 増築、模様替えその他小規模なものは除きます。
- 3 記載欄が不足する場合は適宜追加してください。

令和 年 月 日

見 積 書

社会福祉法人栃木老人ホーム 理事長 あて

所在地
名 称
代表者
電 話

印

1 総事業費の見積額

項 目	算定根拠	見積額(千円：税抜)	摘 要
合 計		(注)	

2 設計コンサルティング業務の分割方法と見積額

	工期	業務内容	算定根拠	見積額(千円：税抜)	摘 要
第1期	～				
	計				
第2期	～				
	計				
第3期	～				
	計				
合 計				(注)	

(注)は評価対象見積額

令和 年 月 日

社会福祉法人 栃木老人ホーム 理事長 あて

所在地

名 称

代表者 _____ 印

プロポーザル参加表明書

社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業に係る設計コンサルティング業務の公募型プロポーザルに参加を表明いたします。

記

- 1 業務委託名 社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業に係る設計コンサルティング業務
- 2 連絡先 所 属 :
担当者 :
電話番号 :

社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人栃木老人ホーム養護老人ホームあずさの里整備方針(令和3年3月18日理事会承認)に基づき、栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業(以下「整備事業」という。)を推進するに当たり、「職員の職員による利用者のための施設づくり」を目指すため、広く職員の活躍の場として、社会福祉法人栃木老人ホーム“あずさの里”整備推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の役割)

第2条 推進会議は、整備事業に関する次に掲げる事項について検討し、実施するものとする。

- (1) 基本計画、基本設計及び実施設計に関すること。
- (2) 施設運営計画及び実施計画に関すること。
- (3) 人材確保に関すること。
- (4) その他整備事業の推進に必要な事項に関すること。

(推進会議)

第3条 推進会議に議長及び委員を置く。

2 議長は、施設長をもって充てる。

3 委員は、職員の中から施設長が任命する。

(議長)

第4条 推進会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、推進会議の会議の進行、調整等を行う。

4 議長は、必要があると認めるときは、推進会議の委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 推進会議に別表の分科会を置く。

2 分科会は、推進会議の指示により、整備事業に関する調査研究等を行うものとする。

3 分科会は職員で構成し、職員は施設長が定める分科会に所属するものとする。

4 分科会にリーダーを置き、推進会議の委員の中から施設長が指名する。

5 分科会リーダーは、分科会の会議を招集し、進行し、調整等を行う。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務チームにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は施設長が別に定める。

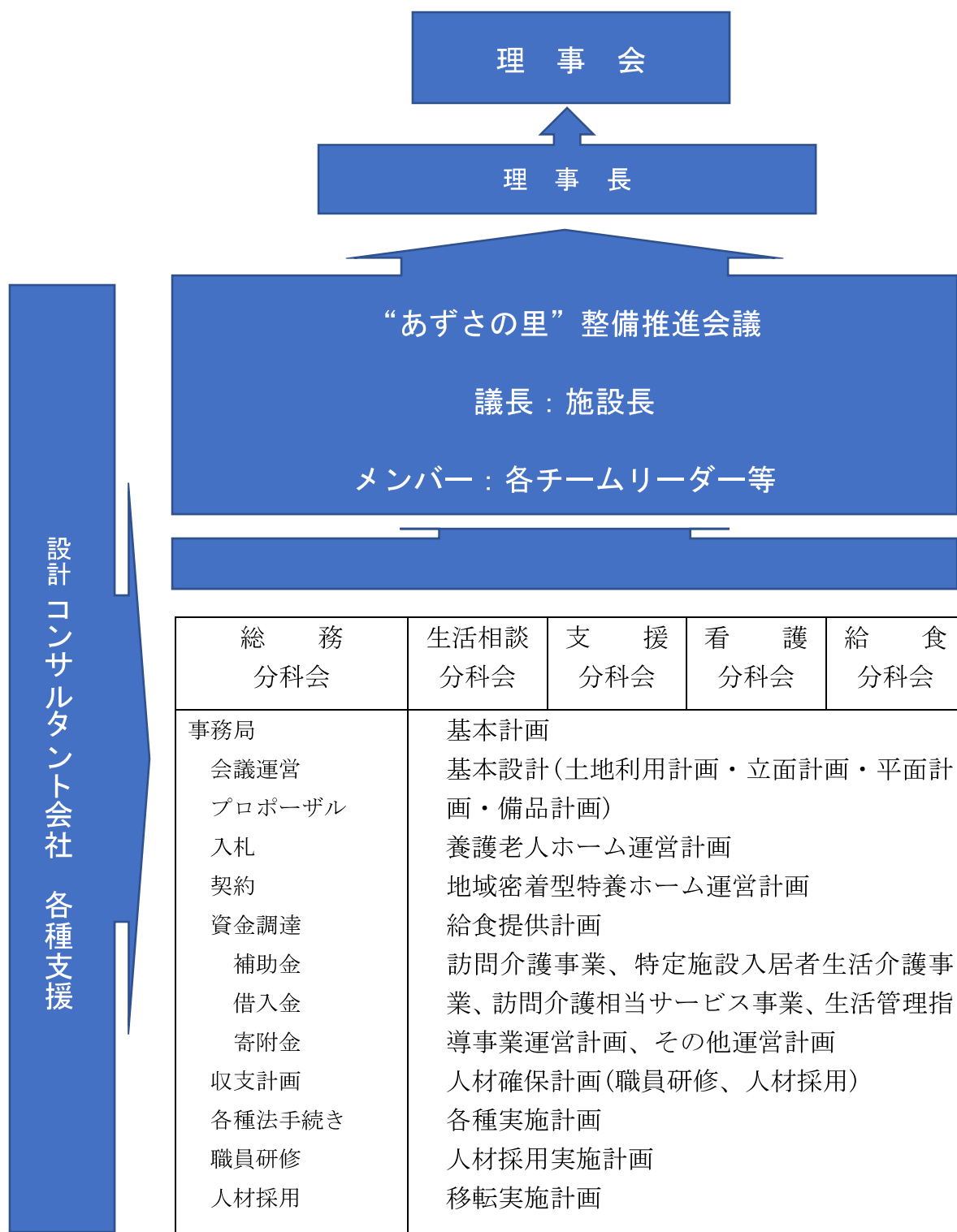
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

総務分科会
生活相談分科会
支援分科会
看護分科会
給食分科会

栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 推進体制図



栃木老人ホーム“あずさの里”整備事業 計画体系図

養護老人ホーム あずさの里 整備方針

令和3年3月18日理事会承認

基本計画

施設整備方針
 養護老人ホーム運営方針
 地域密着型特別養護老人ホーム運営方針
 地域包括ケアシステム運営方針
 認知症対策拠点施設運営方針
 高齢者生きがいづくり拠点施設運営方針
 福祉避難所運営方針
 その他社会福祉事業運営方針

ハード面

ソフト面

基本設計

土地利用計画
 平面図
 立面図
 概算費用
 資金計画
 など

養護老人ホーム運営計画
 地域密着型特養ホーム運営計画
 給食提供計画
 訪問介護事業、特定施設入居者生活
 介護事業、訪問介護相当サービス事
 業、生活管理指導事業運営計画
 その他運営計画

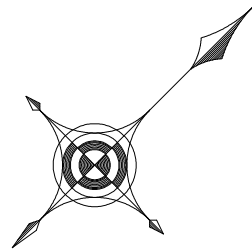
実施設計

設計額
 など

人材確保計画
 職員研修実施計画
 人材採用実施計画
 移転実施計画

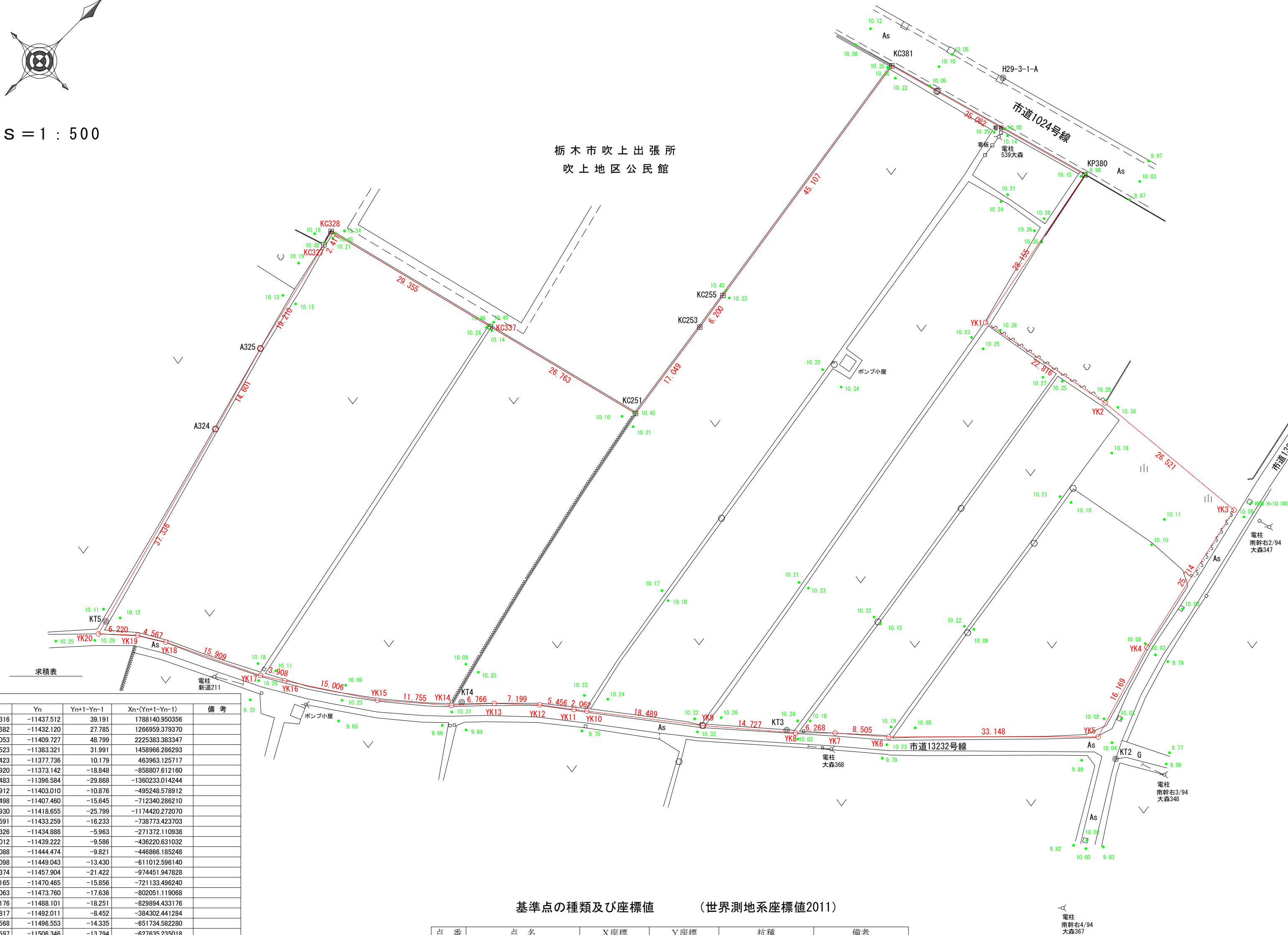
所 在	栃 木 市 吹 上 町 字 馬 拾 場	772. 773. 774. 775. 777-1. 778 779. 780-1. 783-1. 784-1
-----	---------------------	--

図面の名称	現況平面図
-------	-------



S = 1 : 500

栃木市吹上出張所
吹上地区公民館



地 番	全体面積							
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)				備 考
KP380	45626.316	-11437.512	39.191	1788140.950356				
YK1	45598.682	-11432.120	27.785	1266599.379370				
YK2	45603.053	-11409.727	48.799	2225383.383347				
YK3	45605.523	-11383.321	31.991	1458966.286293				
YK4	45580.423	-11377.736	10.179	463963.125717				
YK5	45564.920	-11373.142	-18.848	-658907.612160				
YK6	45541.483	-11396.584	-29.688	-1360233.014244				
YK7	45535.912	-11403.010	-10.876	-495248.578912				
YK8	45531.498	-11407.460	-15.645	-712340.286210				
YK9	45521.930	-11418.655	-25.799	-1174420.272070				
YK10	45510.591	-11433.259	-16.233	-738773.425393				
YK11	45509.326	-11434.888	-5.963	-271372.110938				
YK12	45506.012	-11439.222	-9.586	-436220.631032				
YK13	45501.088	-11444.474	-9.821	-446866.185248				
YK14	45496.098	-11449.043	-13.430	-611012.596140				
YK15	45488.374	-11457.904	-21.422	-974451.947828				
YK16	45480.165	-11470.465	-15.856	-721133.496240				
YK17	45478.063	-11473.760	-17.636	-802051.119368				
YK18	45471.176	-11488.101	-18.251	-829894.910676				
YK19	45468.817	-11492.011	-8.452	-384302.411224				
YK20	45464.568	-11496.553	-14.335	-651734.582880				
A324	45500.597	-11506.346	-13.794	-627635.235018				
A325	45514.639	-11510.347	-8.502	-389965.460178				
KC327	45533.314	-11514.848	-5.167	-235270.633438				
KC328	45535.631	-11515.514	27.799	1265845.006169				
KC337	45542.803	-11487.049	54.421	2478484.882063				
KC251	45549.326	-11461.093	23.477	1069361.526502				
KC253	45566.194	-11463.572	-3.414	-155562.986316				
KC255	45572.323	-11464.507	-7.739	-352684.207697				
KC381	45616.914	-11471.311	26.995	1231428.593430				
			合 計	21551.879467				
			合 計 面 積	10775.939735				
			地 積	10775.93	m ²			

基準点の種類及び座標値 (世界測地系座標値2011)

点 番	点 名	X座標	Y座標	杭種	備 考
1	H29-3-1	45606.652	-11515.509	金 属 標	3 級 基 準 点
2	H29-3-2	45651.188	-11370.377	金 属 標	3 級 基 準 点
3	KT1	45638.615	-11390.501	金 属 鉋	4 級 基 準 点
4	KT2	45564.417	-11368.716	金 属 鉋	4 級 基 準 点
5	KT3	45530.815	-11408.738	プ ラ ス チ ッ ク 杭	4 級 基 準 点
6	KT4	45497.596	-11448.236	プ ラ ス チ ッ ク 杭	4 級 基 準 点
7	KT5	45466.797	-11497.104	プ ラ ス チ ッ ク 杭	4 級 基 準 点
8	KT6	45551.246	-11554.572	金 属 鉋	4 級 基 準 点

注記：この測量の基準点は、3級基準点（H29-3-1・H29-3-2）を使用し実施した。

境界点	境界標の種類
○	計 算 点
↑ ↗ +	金属プレート標
田	コンクリート標
⊗	プラスチック標
⊕	金 属 釘

縮 尺 1 / 500	作 成 者	宇都宮市下栗1丁目15番地4 土地家屋調査士・行政書士
令和3年5月13日作成		田 原 繁